

平成30年度第1回坂祝町地域公共交通会議

日 時…平成30年7月24日（火）

午後1時30分から

場 所…坂祝町役場3階 会議室

1. 会長あいさつ

2. 委員の委嘱及び委員紹介について

3. 報告事項

（1）平成29年度第1回地域公共交通会議の質問について（資料1）

4. 議題事項

（1）坂祝町デマンド乗合タクシー運行導入について

- ・運行方法について（資料2）

- ・停留所について（資料3）

- ・その他（資料4）

5. その他

- ・委員報酬について

- ・次回の会議について

坂祝町地域公共交通会議 委員名簿

(敬称略)

	要綱第3条の交通会議の構成員	所 属	役 職	氏 名
1	(1)坂祝町長又はその指名する職員	坂祝町役場	副町長	三品 智裕
2	(2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者	公益社団法人岐阜県バス協会	専務理事	H30.7.24～ 林 直樹
3		岐阜県タクシー協会	副会長	澤田 幸博
4	(3) 住民又は利用者の代表	坂祝町民生委員児童委員協議会	代表	三品 節雄
5		坂祝町シニアクラブ	代表	島谷 満
6		身体障害者福祉協会坂祝支部	代表	御手洗 康彦
7	(4) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官	H30.7.24～ 河合 良隆
8	(5)一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	岐阜県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	岡部 康之
9	(6) 岐阜県可茂土木事務所長又はその指名する者	岐阜県可茂土木事務所	施設管理課長	H30.7.24～ 酒井 有作
10	(7) 岐阜県加茂警察署長又はその指名する者	岐阜県加茂警察署	交通課長	今尾 和浩
11	(8)岐阜県都市建築部公共交通課長又はその指名する者	岐阜県都市建築部公共交通課	課長	H30.7.24～ 水野 昭人

12	事務局	坂祝町役場総務課	課長	吉田 勇彦
13		坂祝町役場総務課	担当	片桐 啓介
14	福祉バス・デマンドタクシー担当課	坂祝町役場福祉課	課長	小原 正好
15		坂祝町役場福祉課	担当	高橋 博之

資料 1

平成 29 年度第 1 回地域公共交通会議でのご意見・ご質問に関する回答

	ご意見・ご質問	回答
1	1 点目：以前路線バスは存在していたのか。 2 点目：福祉タクシーの概念とはなにか。 3 点目：資料 1 3 ページの 8 5 歳以上の回答で、わからないとの回答が一番多いがなぜか。以上 3 点についてお聞かせください。	1 点目：路線バスについては、岐阜バス（名鉄クリーブ）が美濃加茂市から各務原市へ行くルートで坂祝町では国道 2 1 号線を運行されておりましたが、平成 7 年 3 月 3 1 日にその路線が廃止となりました。また平成 1 9 年 3 月 3 0 日から岐阜バスが、各務原市から関市へ行くルートで一部の地区（勝山地区・深萱地区）を運行されておりましたが、2 年後の平成 2 1 年 3 月 3 1 日にこの路線も廃止となりました。廃止については、赤字路線になったということが原因とのことあります。2 点目：福祉タクシーですが、福祉バスよりも早く目的地に着くタクシーと解釈しております。3 点目：アンケートの件ですが、デマンドという言葉を理解されていない方が多くみえ、わからないという回答が多くなったのではないかと考えます。
2	資料 5 ページの総合計画の取り組みで、効率的なバスの運行ということで様々な年代や誰もが利用しやすいバスの運行とあります。これから行うことは高齢者をターゲットにされていますが、今後様々な年代や誰もがというところは協議していくのでしょうか。	福祉バスは平成 8 年 1 月 1 2 日から運行しておりますが、当時の生活スタイルは美濃加茂市の駅周辺で買い物したり病院に行ったりしており、そこからルートが決まっております。また現在の運行ルートも生活圈や住民の行動パターンから何度も見直しを行い、利用しやすいように改正を行っております。

	スが無くなったことで利用しなくなる人が出てきたり、デマンドが始まったことで新しく利用し始める人が出てきたりしています。利用者に変化が起きる可能性があるので、各地区に入って協議された方が良いと思います。また、福祉バスのダイヤをどこでも行けるような設定に変えて行く方法も良いと思います。	また、福祉バスの在り方についても、町全体の公共交通との関連性も考慮しながら見直しが必要となる場合もあると考えています。
7	デマンドタクシーはお客さんが多ければ多くなるほどコストがかかるため、路線バスを走らせた方が安くなる場合があるので気を付ける必要があります。	現状では、どの程度の利用があるのか実施しながら、利用状況を把握し、バスやその他機関の利用についても検討しながら、住民サービスに努めます。
8	資料によるとデマンドタクシーは片道約 2,000 円、往復だと約 4,000 円と費用がかかることになっています。福祉バスをやめてデマンドで補うこととなった場合、費用がかなりかかることを把握しておかなければならない。 また、デマンドでヘビーユーザーの方が出てくる。そうすると公共の政策として、利用しない方との平準化を図る必要があります。上限を設けるなどの設定も必要なるかもしれない。	デマンドタクシーを推進する立場として上限設定については、利用状況の確認をしながら検討していきます。
9	1 週間前など、いつから予約できるか決めているでしょうか。	まだ決めておりませんが、タクシー業者と協議しながら検討していきます。

	福祉バスの1便1台あたり5、6人乗っていますが、それなりに乗っている方だと思います。ルートが坂祝駅中心ではなく美濃加茂市中心になっていますが、これは住民の行動パターンなどを把握して決めているのでしょうか。	す。また以前は、福祉バスも高齢者の方と限定しておりましたが、現在では全町民としており、どなたでもご利用していただけるようになっています。
3	昔の JR 高山本線は2時間に1本程度だったので、このようなルートにされたと思います。しかし今は1時間に2本となっていますので、わざわざ美濃加茂市に行く必要がないと思います。	様々な年代に対応していくかということですが、小さなまちであり、学生は駅まで自転車で通ってみえますので、現在通学に対応していくということは考えておりません。
4	デマンドタクシーは地元タクシー業者への影響がありますのでよく相談して進めて下さい。	タクシー業者があつての地域公共交通であることから、このご意見の通り、地元タクシー業者の方と相談しながら進めてまいります。
5	前の説明で福祉バスの乗り方などがわからないという説明がありました。予約型のタクシーとなりますとさらに利用方法が複雑になりますので、高齢者向けに乗り方教室というものを行う必要があると思います。今日福祉団体の方がお見えですので協力して行っていただけたらと思います。乗り方がわかると安心して利用してもらえんと思いますのでよろしくお願い致します。	ご指摘のように、周知が必要ですので、広報や各種団体の会合等で説明を行っていきます。
6	デマンドタクシーなど新しいサービス始めた場合、利用者に変化が起きるので気を付ける必要があります。他市町村ではデマンドに移行した際に、使い慣れたバ	今回この事業を始動し、進めていく中で出てくる課題等や各種団体や各地区での意見なども含め、今後協議していく必要があると思っています。

10	運転士、タクシーを借り上げてデマンドタクシーを運営するとされているが、1,250万円の予算で足りるか。	現状では、どの程度の利用があるのかわからないことから、概算予算としております。
11	役場から木沢病院まで約5kmです。タクシーで約2,000円かかります。このデマンドタクシーの輸送コストも約2,000円で同じです。つまりデマンドタクシーは300円を利用者、その残りを行政が負担するという仕組みです。	ご指摘のとおり、輸送コストは、通常タクシーとデマンドタクシーではほぼ同じとなります。しかし、デマンドタクシーでは、町民の方の自己負担はかなり安くなることで、多くの方が、町内外のお店などに行くことが出来き、生きがいを感じ、生活の充実が図れるのではないかと考えております。
12	バス停まで行けない高齢者がいる場合どうするか。	停留所まで行けない方には、デマンドタクシー自宅前利用登録を申請していただき、自宅前での乗降車を可能とし、高齢者や障害者等の外出支援をしていきたいと考えています。
13	名前が「福祉」バスとなっているので誤解を招きやすいかと思います。 またドアツードアの必要な方というのは福祉運送など、福祉の分野での対応となってくるかと思いたすので、福祉課などで検討する内容になってくるかと思いたす。	バスについては、現在どなたでも乗ることができるようになっておりますが、当初の「福祉バス」のイメージが強く、乗られる方は限定されているように感じています。また、デマンドタクシーについても中には通常のタクシーと同様と考える方がみえるため、差別化を図る必要があると考えます。この機会に例えば、今回のデマンドタクシーを「福祉デマンドタクシー」のような名称に変更することも今後の課題として検討していきたいと考えます。

坂祝町デマンド乗合タクシーの運行(案)

資料2-1

	乗合タクシー					
運行体系	区域運行					
運行方法	自由経路ミーティングポイント型(ドアツードア型を含む)					
運行日	運行日	月～土曜日(日曜日、12/30～1/3は除く)				
	運行時間	8:00～17:00				
1日の運行数	合計	7便				
	1便	役場発	8:00	山手パロー着・発	9:00	役場着 10:00
	2便	役場発	8:30	山手パロー着・発	9:30	役場着 10:30
	3便	役場発	10:00	山手パロー着・発	11:00	役場着 12:00
	4便	役場発	12:00	山手パロー着・発	13:00	役場着 14:00
	5便	役場発	14:00	山手パロー着・発	15:00	役場着 16:00
	6便	役場発	16:00	山手パロー着・発	17:00	
	7便			山手パロー着・発	16:00	役場着 17:00
平均乗車予定数	1乗車平均1.5人～2.0人					
バス停留所	45箇所(町内38箇所 美濃加茂市内7箇所)					
利用対象者及び対象人数	事前登録(以下の条件の内、ひとつでもあてはまる方)・・・(役場で事前登録申請された方)					
	利用条件					対象人数
	① 満70歳以上の者					2,381
	② 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の所持者					213
	③ 運転免許証自主返納者					0
	④ 介護認定者					17
	⑤ 妊娠中の者(出産予定日 年 月 日)					70
	⑥ 未就学児、未就学児の兄弟及び保護者					980
	⑦ 身体的な理由等により車の運転が出来ない方(病気・怪我等)					0
	⑧ 上記の内、運行車両への乗り降りに介助が必要な場合の付添人1名					0
	⑨ その他町長が定めた者					0
	対象人数の合計					3,661
(平成30年5月30日現在の町人口8,188人)					(44.7%)	
運賃	1人1乗車につき一律300円					
	未就学児の方の料金は無料					
予約方法	事前予約制					
	予約受付	予約は電話にて行う。				
		予約出来る時間は、月曜日～土曜日の午前8時～午後7時の内、乗車を希望される便の出発60分前までにすること。				
		1便(午前8時)に乗車希望する場合には、前日の午前8時～午後7時までに予約をしなければならない。				
		予約時には、氏名 電話 登録番号 乗車停留所 停車停留所 乗りたい時間帯 人数を告げること。				
	受付	オペレータが受付、内容確認をして、車の到着予定時間を伝える。				
	乗車	停留所及び登録自宅前で車を待つ。				
* 帰りも同様な方法で予約をする。						
利用者の規制	・予約があった便だけ運行します。 ・車は、タクシー車両を利用します。 ・停留所、登録された自宅前以外の場所では、乗り降りはありません。 ・予約の時に告げた人数以外の方は乗車できません。 ・定員を超えた場合は乗れません。					

坂祝町デマンド乗合タクシー停留所(案)

資料2-2

停留所(45箇所)

番号	停留名
A	役場
B	保健センター
C	小学校体育館
D	坂祝駅
E	西館
F	サンライフさかほぎ
G	中央公民館
H	東館

1	取組東公民館
2	取組西公民館
3	勝山公民館
4	シルバー人材センター
5	町営住宅
6	小さな手助け坂祝の家
7	稲葉公民館
8	深蒼公民館
9	生桑館
10	黒岩公民館
11	オークワ
12	農協坂祝北支店
13	坂祝幼稚園前
14	加茂山1集会所
15	加茂山2集会所
16	郷部会館
17	茶屋公民館
18	希林館
19	坂祝歯科
20	まつだ整形外科
21	大針公民館
22	後藤歯科
23	雲埋子ども公園
24	ゲンキー酒倉店
25	ローズマリー
26	ユアーズ
27	雲埋公民館
28	中組公民館
29	池端公民館
30	一色公民館
31	パロー太田店
32	農協太田支店
33	美濃太田駅南口
34	美濃太田駅北口
35	美濃加茂市役所
36	木沢病院
37	パロー美濃加茂

坂祝町内地図



美濃加茂市内地図



* 停留場番号24
ゲンキー酒倉店の停留場が使用できるのは、3便
～7便

坂祝町デマンド乗合タクシー時刻表（案）

平成31年3月1日改正

行き			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
No.	停留所番号	停留所	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻
1	A	役 場	出発	8:00	8:30	10:00	12:00	14:00	16:00
2	B	保健センター	到着予定時刻	8:00台	8:30台	10:00台	12:00台	14:00台	16:00台
3	C	小学校体育館							
4	1	取組東公民館							
5	D	坂祝駅		8:05	8:35	10:05	12:05	14:05	16:05
6	2	取組西公民館							
7	3	勝山公民館							
8	4	シルバー人材センター							
9	5	町営住宅		8:10台	8:40台	10:10台	12:10台	14:10台	16:10台
10	6	小さな手助け坂祝の家							
11	7	稲葉公民館							
12	8	深萱公民館							
13	E	西館		8:20	8:50	10:20	12:20	14:20	16:20
14	9	生楽館							
15	10	黒岩公民館		8:20台	8:50台	10:20台	12:20台	14:20台	16:20台
16	11	オークワ							
17	F	サンライフさかほぎ		8:30	9:00	10:30	12:30	14:30	16:30
18	G	中央公民館							
19	12	農協坂祝北支店							
20	13	坂祝幼稚園前							
21	14	加茂山1集会所		8:30台	9:00台	10:30台	12:30台	14:30台	16:30台
22	15	加茂山2集会所							
23	16	郷部会館							
24	17	茶屋公民館							
25	18	希林館							
26	H	東館		8:40	9:10	10:40	12:40	14:40	16:40
27	19	坂祝歯科							
28	20	まつだ整形外科							
29	21	大針公民館							
30	22	後藤歯科							
31	23	雲埋子ども公園							
32	24	ゲンキー酒倉店		8:40台	9:10台	10:40台	12:40台	14:40台	16:40台
33	25	ローズマリー							
34	26	ユアーズ							
35	27	雲埋公民館							
36	28	中組公民館							
37	29	池端公民館							
38	30	一色公民館		8:50	9:20	10:50	12:50	14:50	16:50
39	31	パロー太田店							
40	32	農協太田支店							
41	33	美濃太田駅南口		8:50台	9:20台	10:50台	12:50台	14:50台	16:50台
42	34	美濃太田駅北口							
43	35	美濃加茂市役所							
44	36	木沢病院							
45	37	パロー美濃加茂		9:00	9:30	11:00	13:00	15:00	17:00

※行先表示

坂祝町デマンド乗合タクシー時刻表（案）

平成31年3月1日現在

帰り			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
No.	停留所番号	停留所	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻
1	37	パロー美濃加茂	出発	9:00	9:30	11:00	13:00	15:00	16:00
2	36	木沢病院	到着予定時刻						
3	35	美濃加茂市役所							
4	34	美濃太田駅北口		9:00台	9:30台	11:00台	13:00台	15:00台	16:00台
5	33	美濃太田駅南口							
6	32	農協太田支店							
7	31	パロー太田店							
8	30	一色公民館		9:10	9:40	11:10	13:10	15:10	16:10
9	29	池端公民館							
10	28	中組公民館							
11	27	雲埋公民館							
12	26	ユアーズ							
13	25	ローズマリー							
14	24	ゲンキー酒倉店		9:10台	9:40台	11:10台	13:10台	15:10台	16:10台
15	23	雲埋子ども公園							
16	22	後藤歯科							
17	21	大針公民館							
18	20	まつだ整形外科							
19	19	坂祝歯科							
20	H	東館		9:20	9:50	11:20	13:20	15:20	16:20
21	18	希林館							
22	17	茶屋公民館							
23	16	郷部会館							
24	15	加茂山2集会所		9:20台	9:50台	11:20台	13:20台	15:20台	16:20台
25	14	加茂山1集会所							
26	13	坂祝幼稚園前							
27	12	農協坂祝北支店							
28	G	中央公民館							
29	F	サンライフさかほぎ		9:30	10:00	11:30	13:30	15:30	16:30
30	11	オークワ							
31	10	黒岩公民館		9:30台	10:00台	11:30台	13:30台	15:30台	16:30台
32	9	生楽館							
33	E	西館		9:40	10:10	11:40	13:40	15:40	16:40
34	8	深萱公民館							
35	7	稲葉公民館							
36	6	小さな手助け坂祝の家							
37	5	町営住宅		9:40台	10:10台	11:40台	13:40台	15:40台	16:40台
38	4	シルバー人材センター							
39	3	勝山公民館							
40	2	取組西公民館							
41	D	坂祝駅		9:55	10:25	11:55	13:55	15:55	16:55
42	1	取組東公民館							
43	C	小学校体育館		9:55台	10:25台	11:55台	13:55台	15:55台	16:55台
44	B	保健センター							
45	A	役 場		10:00	10:30	12:00	14:00	16:00	17:00

運行しません

坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録申請書

坂祝町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

登録番号	第 号
------	-----

私は、以下の内容で、坂祝町デマンド乗合タクシーの利用者登録を申請します。

利用者住所	坂祝町		
利用者氏名	性別	男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日	
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)	(満 歳)
利用者要件	☐ 満70歳以上の者 ☐ 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の所持者 ☐ 運転免許証自主返納者 ☐ 介護認定者 ☐ 妊娠中の者(出産予定日 年 月 日) ☐ 未就学児、未就学児の兄弟及び保護者 ☐ 身体的な理由等により車の運転が出来ない方(病気・怪我等) ☐ その他町長が定めた者		

付添人(保護者)登録

介助が必要な方や未就学児の方には、必ず付添人(保護者)1名の登録をお願いします。

付添人(保護者)住所		性別	男 ・ 女
付添人(保護者)氏名		生年月日	年 月 日
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)	

下記の注意事項をお読みいただき、同意された方のみご提出ください。

<注意事項>

ご記入していただく内容は、デマンド交通の運行に関して利用させていただきます。またデマンド交通を運行する事業者に提供させていただきます場合があります。

記入いただいた内容に虚偽があった場合には、デマンド乗合タクシーの利用者登録を取り消すことがあります。

運行車両への乗り降りに介助が必要な方は、必ず付添人登録をしていただきます。ご利用される場合には、付添人の方が介助の対応をしていただきますようお願いいたします。

未就学児を伴って移動希望される方は、表の利用者欄に未就学児の方を、付添人（保護者）欄に保護者の方の住所・氏名等の必要事項をご記入していただきますようお願いいたします。

登録内容が変更となった場合には、早急に役場に変更の届出をしていただきますようお願いいたします。

デマンドタクシーの利用料金は、1人1乗車（①利用者 ②未就学児の保護者、未就学児の兄弟で小学生以上の方 ③付添人）300円となりますので、運転手にお支払ください。なお未就学児の方は無料となります。

申請時に必要な添付書類（以下の中から1つを提出してください。）

- ・年齢の確認出来る書類の原本及び写し（パスポートや保険証等で、氏名・生年月日がわかるもの）
- ・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳所持者、介護保険被保険者証、母子手帳の原本及び写し
- ・運転免許証を自主返納者したことがわかる証明書（運転経歴証明書）
- ・病院が発行する診断書の原本及び写し

* 問合せ先 坂祝町役場福祉課 0574-26-7111（代表） 0574-66-2406（直通）

事務事項

受付	確認	登録処理	利用登録書送付	有効期限
				年 月 日

坂祝町デマンド乗合タクシー自宅前利用登録申請書

坂祝町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

私は、以下の内容で、坂祝町デマンド乗合タクシーの自宅前利用登録を申請します。

登録番号	第 号			
利用者住所	坂祝町			
利用者氏名		性別	男 ・ 女	
		生年月日	年 月 日	
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)		(満 歳)

介助が必要な方や未就学児の方には、必ず付添人(保護者)1名の登録をお願いします。

付添人(保護者)氏名			
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)	

下記の注意事項をお読みいただき、同意された方のみご提出ください。

<注意事項>

- ・ご記入していただく内容は、デマンド交通の運行に関して利用させていただきます。またデマンド交通を運行する事業者提供させていただきます。
- ・自宅前(指定場所)での乗車となりますので、必ず予約時間までにお越しください。

裏面へ続く

自宅付近地図

(自宅:● 乗り降り指定場所:△)

- ・地図はなるべく目印になるものを記入して、詳細にお書きください。
- ・ご自宅前まで車両の乗り入れが出来ない場合には、付近の待ち合わせ場所を指定してください。

* 問合せ先 坂祝町役場福祉課 0574-26-7111(代表) 0574-66-2406(直通)

事務事項

受付	確認	登録処理	業者への報告	その他

(表面)

		登録番号	
		第	号
坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録証			
利用者氏名			
利用料金	有料・無料		
有効期限	有 (年 月 日) ・ 無		
自宅前登録	有・無		
付添人(保護者)氏名			
年 月 日交付			
岐阜県加茂郡坂祝町長			印

(裏面)

9.5cm×7cm

デマンドタクシー予約センター	
電話番号	0000-00-0000
注意事項	
* この登録証を他人に貸与したり、譲渡することはできません。	
* デマンド乗合タクシーを乗る時には、必ず運転手に提示してください。	
* 紛失した場合には再交付の手続きを役場福祉課で行ってください。	
問合せ先	坂祝町福祉課 0574-66-2406

停留場候補地（公共施設等周辺）

資料3-1

・停留所番号

A

・停留所名

役場

<写真>



<位置図>



・停留所番号

B

・停留所名

保健センター

<写真>



<位置図>



・停留所番号

C

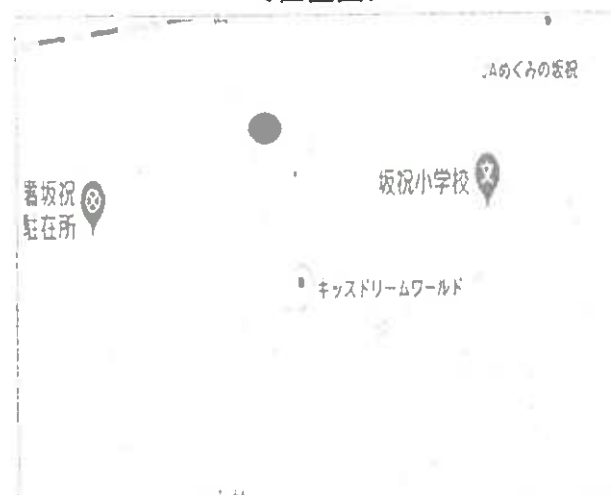
・停留所名

小学校体育館

<写真>



<位置図>



停留場候補地（公共施設等周辺）

・停留所番号

D

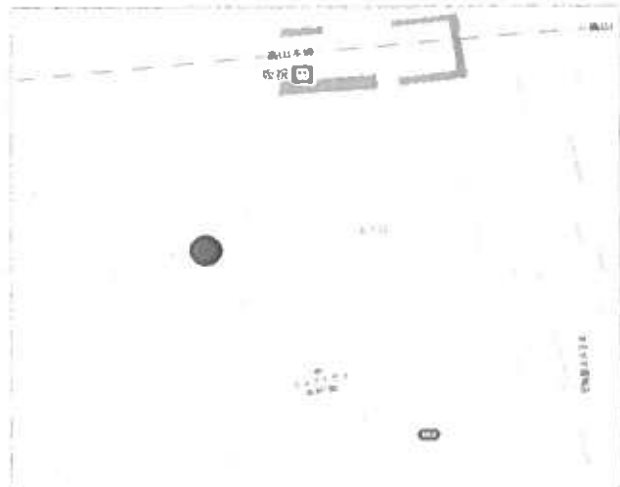
<写真>



・停留所名

坂祝駅

<位置図>



・停留所番号

E

<写真>



・停留所名

西館

<位置図>



・停留所番号

F

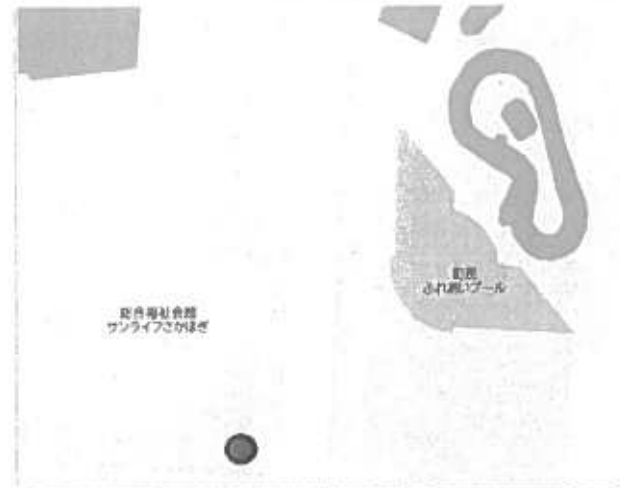
<写真>



・停留所名

サンライフさかほぎ

<位置図>



停留場候補地（公共施設等周辺）

・停留所番号

G

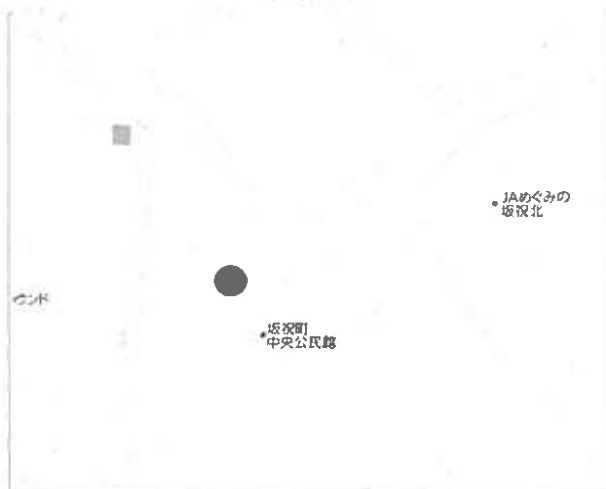
・停留所名

中央公民館

<写真>



<位置図>



・停留所番号

H

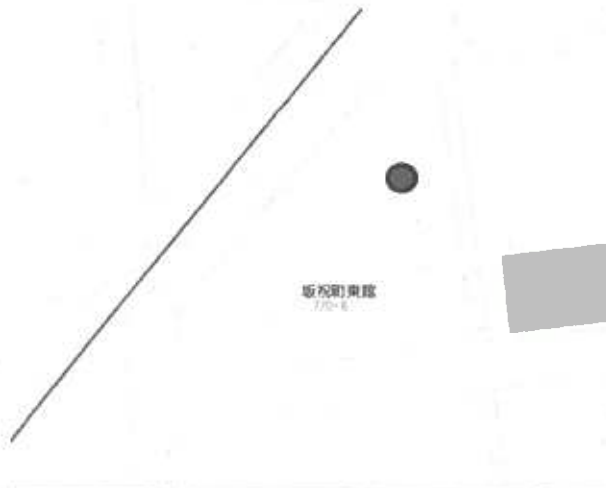
・停留所名

東館

<写真>



<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

1

・停留所名

取組東公民館

<写真>



<位置図>



・停留所番号

2

・停留所名

取組西公民館

<写真>



<位置図>



・停留所番号

3

・停留所名

勝山公民館

<写真>



<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

4

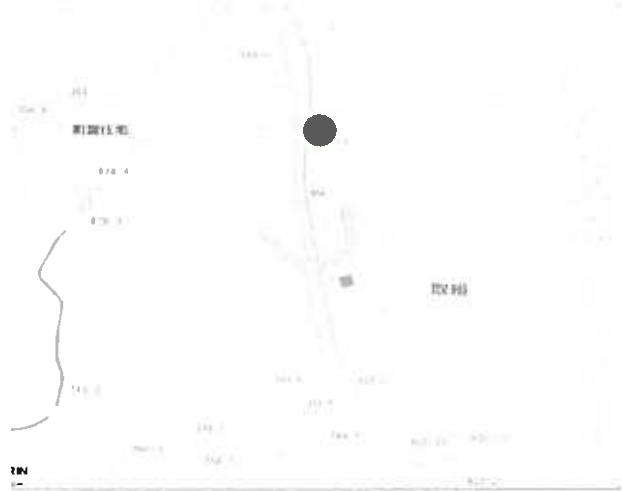
・停留所名

シルバー人材センター

<写真>



<位置図>



・停留所番号

5

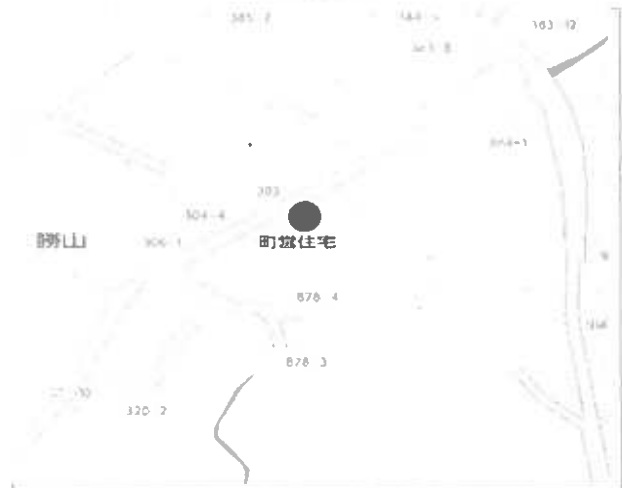
・停留所名

町営住宅

<写真>



<位置図>



・停留所番号

6

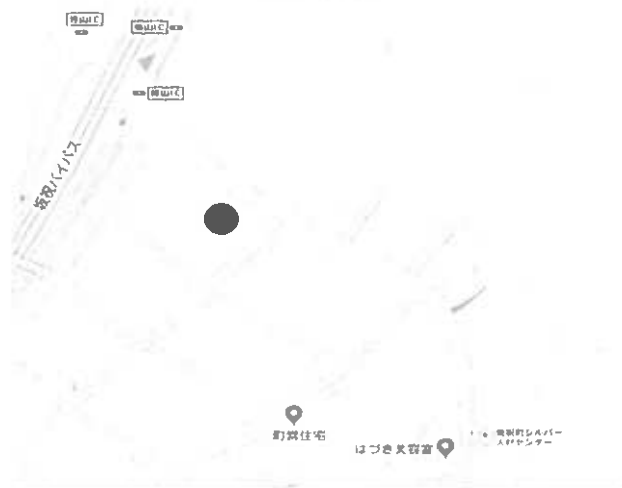
・停留所名

小さな手助け坂祝の家

<写真>



<位置図>



停留場候補地（町内）

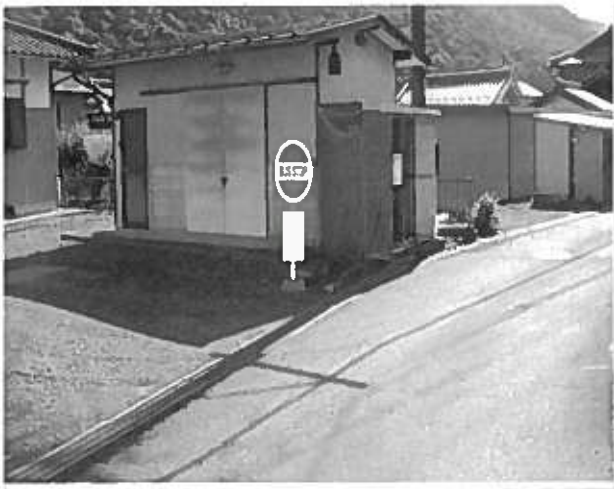
・停留所番号

7

・停留所名

稲葉公民館

<写真>



<位置図>



・停留所番号

8

・停留所名

深萱公民館

<写真>



<位置図>



・停留所番号

9

・停留所名

生楽館

<写真>



<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

10

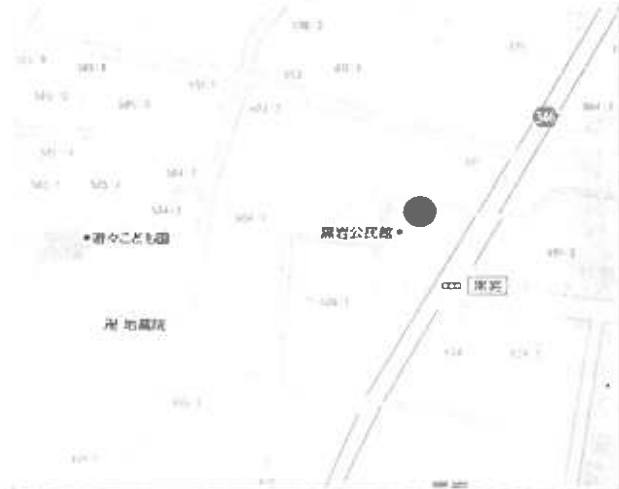
<写真>



・停留所名

黒岩公民館

<位置図>



・停留所番号

11

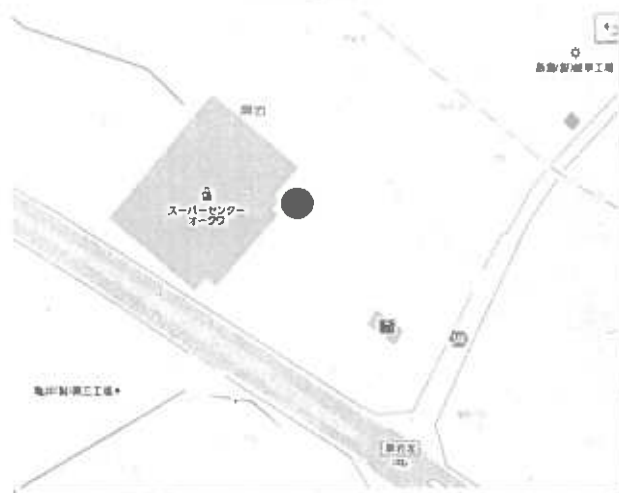
<写真>



・停留所名

オークワ

<位置図>



・停留所番号

12

<写真>



・停留所名

農協坂祝北支店

<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

13

・停留所名

坂祝幼稚園前

<写真>



<位置図>



・停留所番号

14

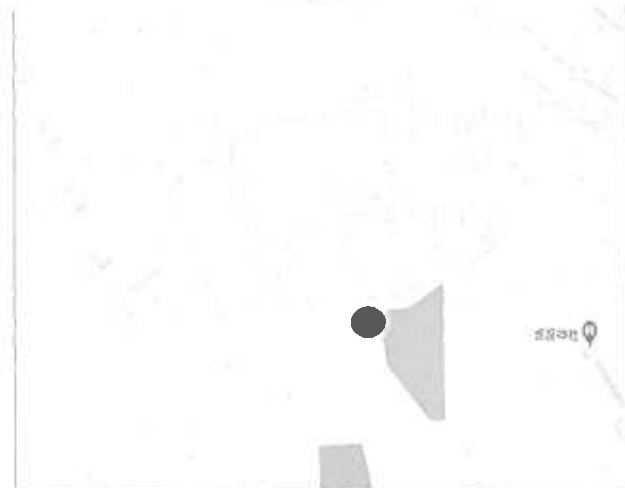
・停留所名

加茂山1集会所

<写真>



<位置図>



・停留所番号

15

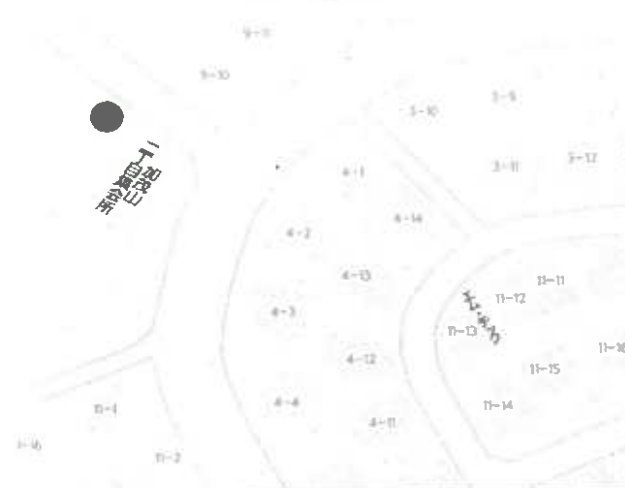
・停留所名

加茂山2集会所

<写真>



<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

16

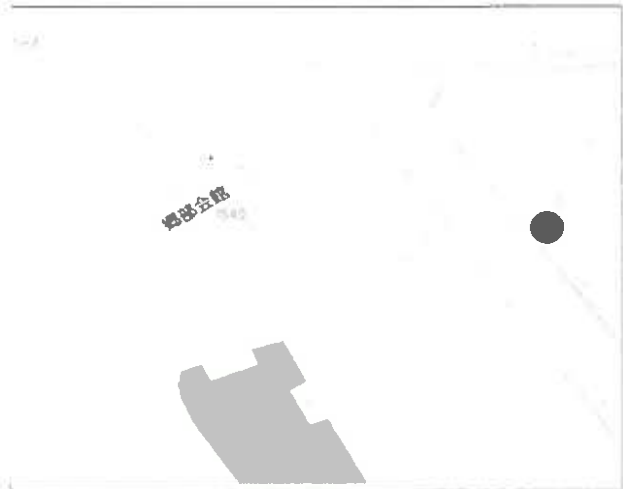
・停留所名

郷部会館

<写真>



<位置図>



・停留所番号

17

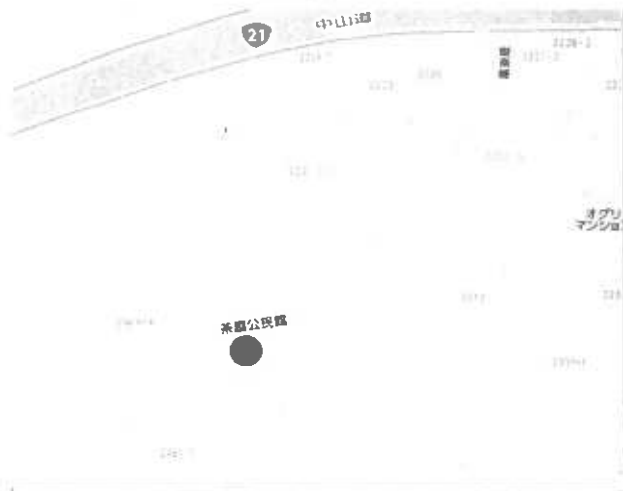
・停留所名

茶屋公民館

<写真>



<位置図>



・停留所番号

18

・停留所名

希林館

<写真>



<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

19

・停留所名

坂祝歯科

<写真>



<位置図>



・停留所番号

20

・停留所名

まつだ整形外科

<写真>



<位置図>



・停留所番号

21

・停留所名

大針公民館

<写真>



<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

22

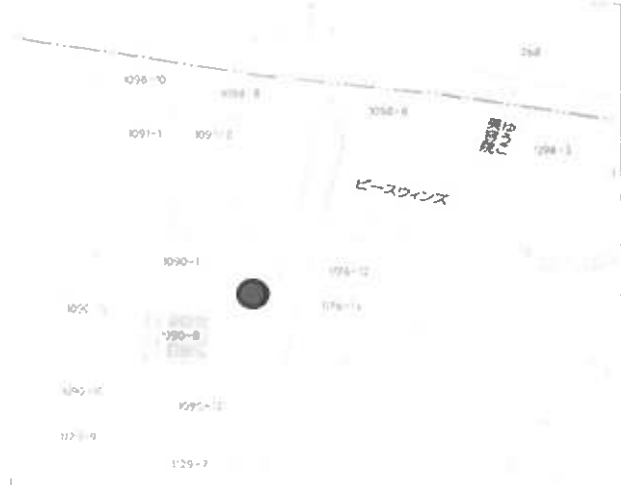
<写真>



・停留所名

後藤歯科

<位置図>



・停留所番号

23

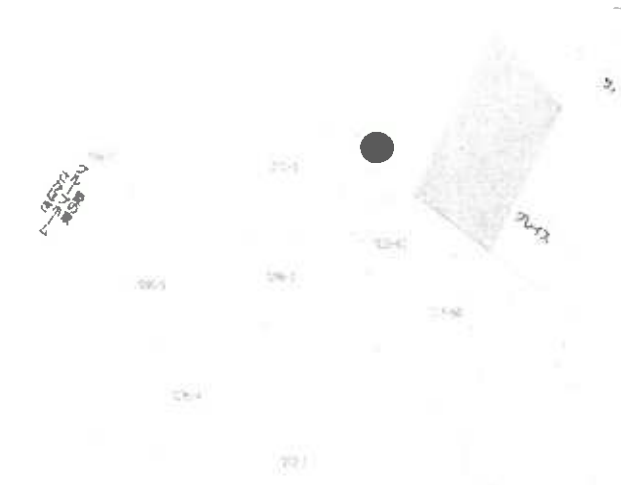
<写真>



・停留所名

雲埋子ども公園

<位置図>



・停留所番号

24

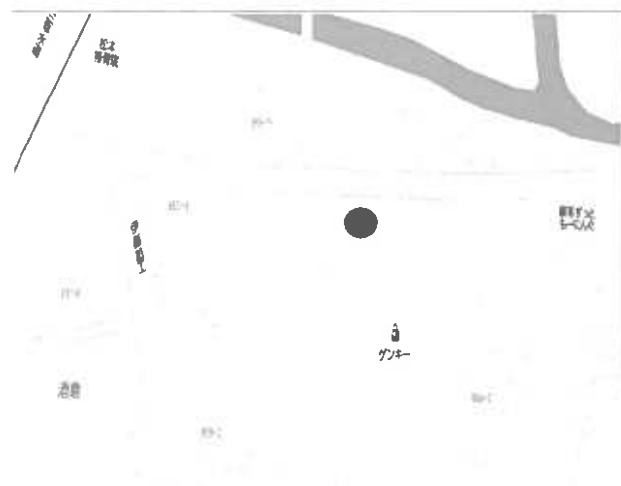
<写真>



・停留所名

ゲンキー酒倉店

<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

25

・停留所名

ローズマリー

<写真>



<位置図>



・停留所番号

26

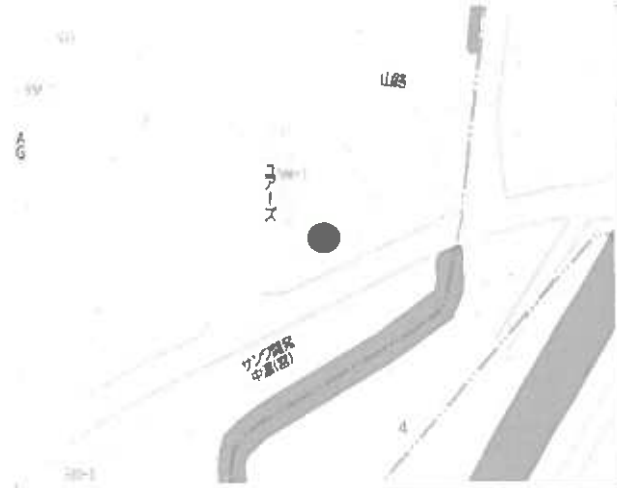
・停留所名

ユアーズ

<写真>



<位置図>



・停留所番号

27

・停留所名

雲埋公民館

<写真>



<位置図>



停留場候補地（町内）

・停留所番号

28

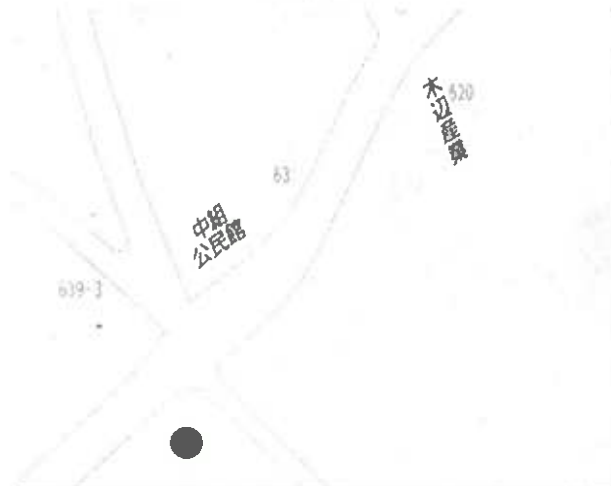
<写真>



・停留所名

中組公民館

<位置図>



・停留所番号

29

<写真>



・停留所名

池端公民館

<位置図>



・停留所番号

30

<写真>



・停留所名

一色公民館

<位置図>



停留場候補地

・停留所番号

31

<写真>



・停留所名

バロー太田店

＜位置図＞



・停留所番号

32

<写真>



・停留所名

農協太田支店

＜位置図＞



・停留所番号

33

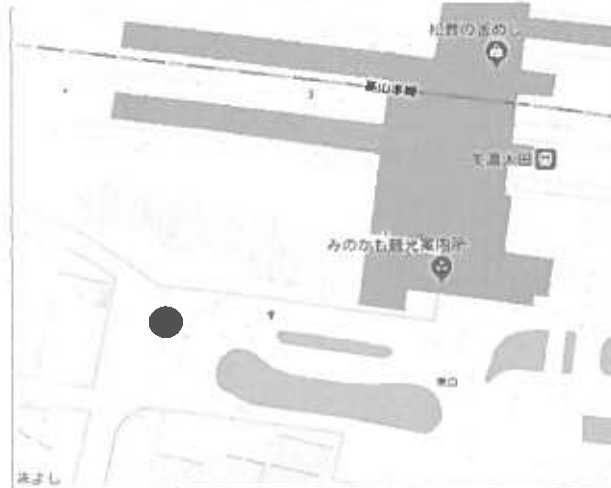
<写真>



・停留所名

美濃太田駅南口

＜位置図＞



停留場候補地

・停留所番号

34

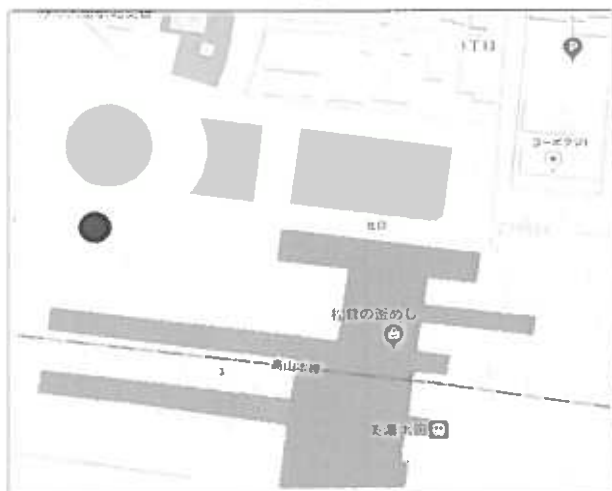
・停留所名

美濃太田駅北口

<写真>



<位置図>



・停留所番号

35

・停留所名

美濃加茂市役所

<写真>



<位置図>



・停留所番号

36

・停留所名

木沢病院

<写真>



<位置図>



停留場候補地

・停留所番号

37

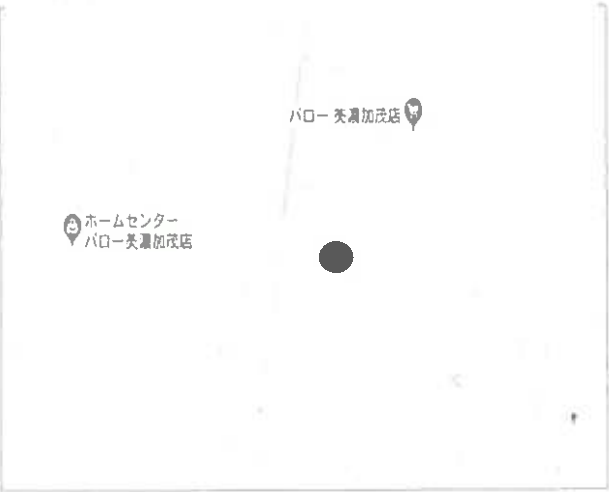
・停留所名

パロー美濃加茂店

<写真>



<位置図>



資料4-1

平成30年度

事業名等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共交通会議	公共交通会議											
板祝	公共交通会議											
マップ作成							マップ作成			マップ自治 会配布		周知(ホームページ等)
運行方法(時刻表などの調整)		乗客及び自治会 長と調整					停留所設置					
その他							変更			自治会等予約方法説明会		
警察	停留所の 確認			停留所の 確認				停留所の確認				
道路部 局				国道・県道 町道との調 整				道路占用申請				
地元団 体		シニア 身体協会の調整 (5/1 大針シニア 5/10勝山シニア)										
タクシー 業者				ドア・ツードアにつ いての調整				契約		申請・認可		
公共団 体				停留所の調整 (美濃加茂市)								
運行 (仮運行も含む)										仮運行		運行

○坂祝町デマンド乗合タクシー運行要綱（案）

平成 30 年 月 日

坂祝町告示第 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、坂祝町デマンド乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）について必要な事項を定めることにより、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デマンドタクシーとは、一般乗合旅客自動車運送事業者が、町との契約に基づき、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イ及び第 4 条の規定による国土交通大臣の許可を受けて有償により旅客を運送する事業をいう。
- (2) デマンドタクシー運行事業者が、タクシー車両により、事前の予約に応じて町長があらかじめ定めた乗降場所と目的地の間を有償により旅客を運送する乗合タクシーをいう。

（利用対象者）

第 3 条 デマンドタクシーの利用対象者は、坂祝町民のうち、次の各号のいずれかに該当する者で次条第 1 項に規定する利用者登録申込を事前に行い、同条第 2 項による登録証の交付を受けた者とする。

- (1) 満 70 歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の所持者
- (3) 運転免許証自主返納者
- (4) 介護認定者
- (5) 妊娠中の者
- (6) 未就学児、未就学児の兄弟及び保護者
- (7) 身体的な理由等により車の運転が出来ない方（病気、怪我等）
- (8) 上記の内、運行車両への乗り降りに介助が必要な場合の付添人 1 名
- (9) その他町長が定めた者、

（登録申請等）

第4条 デマンドタクシーの利用を希望する者は、坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録申請書(別記様式第1号。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請の内、自宅前(指定場所)での乗車を希望される場合には、坂祝町デマンド乗合タクシー自宅前利用登録申請書(別記様式第2号。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前々項及び前項の申請があった場合には審査を行い、利用が適当と認めるときは、申請者を利用者登録台帳(別記様式第3号。)に記載し、利用者に対して坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録証(別記様式第4号。以下「登録証」という。)を発行する。

(運行区域および乗降場所)

第5条 デマンドタクシーの運行区域は、坂祝町及び美濃加茂市の区域内とし、デマンドタクシーの乗降場所は、町長が別に定めるものとする。

(運行日)

第6条 デマンドタクシーの運行日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1) 日曜日及び12月30日から1月3日までの日

(2) 路面の状況その他緊急でやむなく運行ができない日

2 前項の規定によらず、町長が指示した日に運行することができる。

(運行時間および運行開始時間)

第7条 デマンドタクシーの運行時間は、午前8時00分から午後5時00分までとし、運行開始時間は、町長が別に定めるものとする。

(利用方法)

第8条 利用者は、乗車便の発車時刻の60分前(午前8時00分の出発便の予約は前日の午後7時00分)までに運行事業者に乗車予約をする。

2 利用者は、予約したデマンドタクシーへの乗車時に登録証を提示しなければならない。

(乗車の予約取消)

第9条 乗車の予約取消は、利用者が予約した運行時間の前に運行事業者に連絡し、運行事業者の当該予約取消の確認をもって成立するものとする。この場合において、乗車の予約を取り消したことによる利用料金等は生じないものとする。

(利用料金)

第10条 利用者、未就学児の保護者及び付添人が支払う利用料金は、1人1乗車につき一律300円とし、運行事業者は利用者から利用料金を徴収するものとする。ただし、乗車される方が未就学児の場合には、利用料金は無料とする。

2 利用料金の支払い方法は、現金及び坂祝町福祉タクシー利用乗車券とする。

(乗車拒否)

第11条 運行事業者は、乗車しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その乗車を拒否し、または降車させることができる。

- (1) 泥酔した者
- (2) 他の利用者の迷惑となる恐れのある者
- (3) 安全な運行の妨げになる恐れのある者
- (4) 不正な方法等により利用しようとする者

(利用者資格の変更・喪失)

第12条 利用者又は付添人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに坂祝町デマンド乗合タクシー利用者内容変更・喪失届(別記様式第5号)に、登録証を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき
- (2) 利用者が町外へ転出したとき
- (3) 利用者及び付添人の登録内容が変更したとき
- (4) その他利用者に該当しなくなったとき

(登録証の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、登録証を他人に譲渡し、または貸与してはならない。

(登録証の再交付)

第14条 利用者は、登録証の管理を適切に行い、紛失した場合は速やかに、坂祝町デマンド乗合タクシー利用者登録証再交付申請書(別記様式第6号)を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、申請理由が適当であると認めたときは、登録証の再交付を決定し、利用者に再交付するものとする。

(表示)

第15条 運行事業者は、この事業に供する車両であることを明らかにするため、町長が支給するデマンド乗合タクシー表示板を車両の側面に取り付けて運行するものとする。

(事故報告)

第16条 運行事業者は、デマンドタクシー運行中において事故等が発生した場合は、迅速かつ的確にこれに対応し、事故報告書(別記様式第7号)により速やかに町長に報告しなければならない。

(苦情処理)

第17条 運行事業者は、利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、町長に苦情等の処理について苦情等処理報告書(別記様式第8号)を提出するものとする。

(利用の取消し)

第18条 町長は、利用者が虚偽の申請をしたときまたはこの要綱の規定に違反したときは、利用決定を取り消すことができるものとする。

(重要事項の決定)

第19条 デマンド乗合タクシーの運行形態、運行時間、利用料金等の事項については、坂祝町地域公共交通会議設置要綱(平成29年告示第23号)に規定する坂祝町地域公共交通会議において協議し適宜見直しを行うものとする。

付 則

この告示は、平成30年 月 日から施行する。